第10885号

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日
毎週2回
（火曜日・金曜日）

令和８年11月４日（水曜日）

目　次

告示　ページ
○大規模小売店舗に関する変更の届出（２件）（経営支援課）　1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（４件）（治山林道課）　2
○公共測量の実施の通知（６件）（用地対策課）　3
◎告示（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）の一部改正（建築指導課）　3
高知海区漁業調整委員会指示
○高知県海面におけるうみがめの採捕に係る指示　3

告　示

高知県告示第651号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第８条第２項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、４に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から４月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和８年11月４日

高知県知事　濵田　省司

１　届出の概要

（１）　届出者の名称

ア　大和ハウスリアルティマネジメント株式会社　代表取締役　伊藤　光博

イ　三菱ＨＣキャピタルエステートプラス株式会社　代表取締役　北原　克哉

（２）　届出者の住所

ア　東京都千代田区神田三崎町三丁目３番21号

イ　東京都千代田区丸の内一丁目６番５号

（３）　大規模小売店舗の名称及び所在地

パワーセンター高知

高知市介良字長丁317番１ほか

（４）　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

小売業者名	代表者名	住所
株式会社アルペン	代表取締役　水野　敦之	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目９番40号
株式会社大創産業	代表取締役　矢野　靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目４番14号
株式会社チヨダ	代表取締役　町野　雅俊	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号
株式会社テネイシャス	代表取締役　佐々木　勉	大阪府大阪市中央区南新町一丁目３番10号
株式会社ユニクロ	代表取締役　柳井　正	山口県山口市佐山10717番地１
ジーイエット株式会社	代表取締役　石野　孝司	東京都杉並区梅里一丁目７番７号
青山商事株式会社	代表取締役　青山　理	広島県福山市王子町一丁目３番５号
株式会社ゲオホールディングス	代表取締役　遠藤　結蔵	愛知県名古屋市中区富士見町８番８号

（変更後）

小売業者名	代表者名	住所
株式会社アルペン	代表取締役　水野　敦之	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目９番40号
株式会社大創産業	代表取締役　矢野　靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目４番14号
株式会社チヨダ	代表取締役　町野　雅俊	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号
株式会社テネイシャス	代表取締役　佐々木　勉	大阪府大阪市中央区南新町一丁目３番10号
株式会社ユニクロ	代表取締役　柳井　正	山口県山口市佐山10717番地１
ジーイエット株式会社	代表取締役　木村　竜哉	東京都杉並区梅里一丁目７番７号
青山商事株式会社	代表取締役　遠藤　泰三	広島県福山市王子町一丁目３番５号
株式会社セカンドリテイリング	代表取締役　遠藤　結蔵	愛知県名古屋市中区富士見町８番８号

（５）　変更年月日

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更については令和７年６月26日及び令和８年５月21日、大規模小売店において小売業を行う者の商号の変更については同年10月１日

（６）　変更理由

大規模小売店舗の小売業者の商号及び代表者の変更のため

２　届出年月日

令和８年10月13日

３　届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

高知市役所

４　意見書に記載すべき事項

（１）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（２）　事業者にあっては、その事業の種類及び沿革

（３）　意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
（４）　意見の内容

高知県告示第652号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第８条第２項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、４に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から４月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和８年11月４日

高知県知事　濵田　省司

１　届出の概要
（１）　届出者の名称
ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社　代表取締役　近藤　禎一郎
（２）　届出者の住所
東京都港区港南一丁目２番70号
（３）　大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス南国店・手芸センタードリーム南国店
南国市篠原187番１ほか
（４）　変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社	代表取締役　成瀬　明弘	東京都港区港南一丁目２番70号

（変更後）

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社	代表取締役　近藤　禎一郎	東京都港区港南一丁目２番70号

（５）　変更年月日
令和８年４月１日
（６）　変更理由
設置者の代表者の変更のため
２　届出年月日
令和８年10月13日
３　届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
南国市役所
４　意見書に記載すべき事項
（１）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（２）　事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
（３）　意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
（４）　意見の内容

高知県告示第653号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和８年11月４日

高知県知事　濵田　省司

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
四万十市西土佐奥屋内字毛干切1594、字唐谷1596の１、1596の２、字口出ル川1597の１、1597の２
２　保安林として指定された目的
水源の涵養（かん）
３　変更に係る指定施業要件
（１）　立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（２）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第654号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和８年11月４日

高知県知事　濵田　省司

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
香美市香北町梅久保字松ヶ瀬1215の２、1215の３、1217のイ
２　保安林として指定された目的
水源の涵養（かん）
３　変更に係る指定施業要件
（１）　立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（２）　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第655号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和８年11月４日

高知県知事　濵田　省司

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長岡郡大豊町庵谷字下クワザコ507、508、2118の１
２　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
３　変更に係る指定施業要件
（１）　立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（２）　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第656号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和８年11月４日

高知県知事　濵田　省司

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　高岡郡越知町野老山字オモダオ5809
2　保安林として指定された目的
　水源の涵養
3　変更に係る指定施業要件
（1）　立木の伐採の方法
　ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
　イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）　立木の伐採の限度
　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第657号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和８年10月14日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年11月４日

高知県知事　濵田　省司

1　作業種類
　公共測量（航空レーザ測深（レベル1000））
2　作業期間
　令和８年10月14日から令和９年３月５日まで
3　作業地域
　南国市十市前浜海岸から香南市香南工区まで

高知県告示第658号

高知県土木部幡多土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和８年10月16日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年11月４日

高知県知事　濵田　省司

1　作業種類
　公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
2　作業期間
　令和８年９月17日から令和９年３月15日まで
3　作業地域
　四万十市古津賀

高知県告示第659号

安芸市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和８年10月16日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年11月４日

高知県知事　濵田　省司

1　作業種類
　公共測量（写真地図作成）
2　作業期間
　令和８年９月25日から令和９年２月26日まで
3　作業地域
　安芸市全域

高知県告示第660号

高知県観光振興スポーツ部スポーツ課長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和８年10月16日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年11月４日

高知県知事　濵田　省司

1　作業種類
　公共測量（基準点測量、現地測量）
2　作業期間
　令和８年10月19日から同年12月16日まで
3　作業地域
　高知市桟橋通二丁目（高知県立県民体育館周辺）

高知県告示第661号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和８年10月16日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年11月４日

高知県知事　濵田　省司

1　作業種類
　公共測量（基準点測量、地上レーザ測量、路線測量）
2　作業期間
　令和８年10月19日から令和９年３月10日まで
3　作業地域
　吾川郡いの町長沢地内

高知県告示第662号

芸西村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和８年10月19日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年11月４日

高知県知事　濵田　省司

1　作業種類
　公共測量（写真地図作成）
2　作業期間
　令和８年９月25日から令和９年２月26日まで
3　作業地域
　芸西村全域

高知県告示第663号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の８第２項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、平成27年７月高知県告示第413号（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）の一部を次のように改正する。

令和８年11月４日

高知県知事　濵田　省司

３の(13)中「岡山県岡山市北区内山下一丁目３番19号　成広ビル２階」を「岡山県岡山市北区磨屋町３番10号」に改める。

海区漁業調整委員会指示

高知海区漁業調整委員会指示第108号

高知県海面におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第１項の規定に基づき、令和８年９月18日に次のとおり指示した。

令和８年11月４日

高知海区漁業調整委員会会長　木下　　清

（定義）
1　この指示において「うみがめ」とは、うみがめ科３種（あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまい）をいう。
（採捕の制限）
2　高知県海面においては、うみがめを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する者であって高知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。
（1）　試験研究の用に供しようとする者
（2）　委員会が特に認めた者
（採捕期間の制限）
3　委員会の採捕の承認を受けた者であっても、５月１日から７月31日までの間は、うみがめを採捕してはならない。ただし、２の(1)に該当する者を除く。
（雌がめの採捕禁止）
4　委員会の採捕の承認を受けた者であっても、雌がめを採捕してはならない。ただし、２の(1)に該当する者を除く。
（承認証の携帯）
5　委員会の採捕の承認を受けた者は、うみがめを採捕しようとするときは、委員会の採捕の承認に係る承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。
（報告書の提出）

6　委員会の採捕の承認を受けた者は、当該承認に係る承認期間終了後又は承認数到達後速やかに、うみがめの採捕に係る報告書を委員会に提出しなければならない。

（承認の取消し）

7　委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、委員会の採捕の承認を取り消すことができる。

（事務取扱要領）

8　この指示に定めるもののほか、委員会の採捕の承認に関する事務取扱については、うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領によるものとする。

（指示の有効期間）

9　この指示の有効期間は、令和９年１月１日から令和11年12月31日までとする。